

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

2. 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====  
※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の 2. を抜粋しております。  
=====

2. 証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No78

開示書類の虚偽記載等について (1)

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 河野 一郎

今回から数回にわたり、開示書類の虚偽記載等について説明したいと思います。今回は、「虚偽記載のある有価証券報告書等の提出」を取り上げます。

1. 概要

上場会社等は、事業年度ごとに、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない（金商法第 24 条第 1 項）とされています。また、有価証券報告書に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要があるときは、有価証券報告書の提出者は、訂正報告書を内閣総理大臣に提出しなければなりません（金商法第 24 条の 2 第 1 項において第 7 条第 1 項を準用）。

こうした有価証券報告書等について、虚偽記載のあるものを提出した者は、刑事罰又は課徴金納付命令の対象となります。

(1) 刑事罰

有価証券報告書又はその訂正報告書であって、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者は、10 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます（金商法第 197 条第 1 項第 1 号）。

また、法人の役職員が、その業務・財産に関し違反行為をしたときは、そ

の法人に対しても7億円以下の罰金刑を科す両罰規定が置かれています（金商法第207条第1項）。

## (2) 課徴金

一方、行政処分としては、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等（有価証券報告書及びその添付書類又は訂正報告書）を提出したときは、課徴金の国庫納付命令を行うこととなります（金商法第172条の4第1項）。

重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている四半期・半期・臨時報告書等を提出したとき（同条第2項）、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事項を記載すべき臨時報告書を提出しない場合（同条第3項）も、課徴金の国庫納付命令の対象となります。

課徴金額については、基本的に、虚偽記載のある有価証券報告書等の提出の場合は、

イ) 600万円 又は

ロ) 当該有価証券報告書等を提出した上場会社等が発行する株券等の時価総額の10万分の6

のいずれか大きい額です。

虚偽記載のある四半期・半期・臨時報告書等の提出、臨時報告書の不提出の場合の課徴金額は、上記の課徴金額の2分の1となります。

なお、同一の事業年度に係る2以上の継続開示書類等（有価証券報告書等、四半期・半期・臨時報告書等）について課徴金納付命令の決定をする場合は、課徴金額の調整を行うこととされており、「個別決定ごとの課徴金の算出額を合計した額」が、「有価証券報告書等に係る個別の算出額」又は「四半期・半期・臨時報告書等に係る個別の算出額の2倍」のいずれか高い額を超えるときは、その高い額が課徴金額の合計額となります（金商法第185条の7第6項）。例えば、同一の事業年度において、虚偽記載がある有価証券報告書（課徴金の算出額600万円）と3つの四半期報告書（同各300万円）を提出した場合、算出額の合計額は1,500万円となりますが、課徴金額の合計額は600万円となり、虚偽記載がある有価証券報告書に係る課徴金額は240万円、四半期報告書の課徴金額は各120万円（個別の算出額に応じて按分）となります。

また、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金額は半額となります（金商法第185条の7第12項）。一方、違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金額は1.5倍となります（金商法第185条の7第13項）。

## 2. 事例

### (1) 犯則事件

「オリンパス(株)に係る虚偽有価証券報告書提出事件」(平成24年3月6日、

3月28日告発)では、犯則嫌疑者は、共謀の上、犯則嫌疑法人オリンパス(株)の業務及び財産に関し、

- i) 犯則嫌疑法人の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度(便宜上、「平成18連結会計年度」といいます。以下同様。)につき、関東財務局長に対し、連結純資産額が2,322億4,900万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,448億7,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し、
- ii) 平成19連結会計年度につき、関東財務局長に対し、連結純資産額が2,514億5,000万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,678億7,600万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し、
- iii) 平成20連結会計年度につき、関東財務局長に対し、連結純資産額が約1,213億2,300万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に1,687億8,400万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し、
- iv) 平成21連結会計年度につき、関東財務局長に対し、連結純資産額が約1,718億2,300万円であったにもかかわらず、架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に2,168億9,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し、
- v) 平成22連結会計年度につき、関東財務局長に対し、連結純資産額が約1,252億3,900万円であったにもかかわらず、架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に1,668億3,600万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し、  
もって、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出しました。

このほか、犯則事件としては、(株)アイ・エックス・アイに係る虚偽有価証券報告書等提出事件(平成20年6月17日告発)、オー・エイチ・ティー(株)に係る虚偽有価証券報告書等提出事件(平成20年12月24日告発)、ニイウスコー(株)に係る虚偽有価証券報告書等提出事件(平成22年3月2日、3月19日告発)、(株)富士バイオメディックスに係る虚偽有価証券報告書等提出事件(平成23年5月27日告発)などの事例があります。

## (2) 課徴金納付命令事案

開示検査結果に基づき課徴金納付命令が行われた事案の大半が、虚偽記載

のある有価証券報告書等の提出であったり、それが含まれているものです。

例えば、「(株)シニアコミュニケーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載及び同社役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載事案」(平成22年9月17日勧告)では、(株)シニアコミュニケーションは、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上及び架空売上の計上等により、平成18年3月期から平成21年12月第3四半期にかけて、連結売上高、連結経常損益、連結当期純損益、連結純資産額等について「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出しました。「重要な事項につき虚偽の記載がある」とは、連結売上高、連結当期純損益等の事項に、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすような虚偽記載があったということです。

また、最近のものでは、「(株)プリンシバル・コーポレーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案」(平成24年9月28日勧告)で、(株)プリンシバル・コーポレーションは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上等により、平成23年3月期から平成23年9月第2四半期にかけて、連結純資産額等について「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書又は四半期報告書を提出しました。

このほか、課徴金納付命令事案の主なものとしては、「三洋電機(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案」(平成19年12月25日勧告)、「(株)IHIに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案」(平成20年6月19日勧告)、「(株)ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案」(平成21年6月26日勧告)、「日本ビクター(株)及びJVC・ケンウッド・ホールディングス(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案」(平成22年6月21日勧告)などの事例があります。

\* 文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局総務課長、2012年8月より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>